## 商業地等に係る固定資産税の概要

固定資産評価額 (地価公示価格の7割)



当該年度の 課税標準額

X

税率 (1. 4%)

税額

## 負担調整措置(商業地等)

> 負担水準= 前年度の課税標準額 今年度の評価額

負担水準の値	今年度の課税標準額	前年度課税標準額との比較
70%以上	今年度の評価額× 70%(※1)	前年度課税標準額より 引き下げ
60%以上 70%未満	前年度課税標準額	前年度課税標準額と <b>同額に据え置き</b>
60%未満	前年度課税標準額十 (今年の評価額×5%) ただし、上記が今年度の評価額の60%を上回る場合には評価額の60%が今年度の課税標準額となる。また20%を下回る場合には評価額の20%が今年度の課税標準額となる。 (※2)	前年度課税標準額より <mark>引き上げ</mark>

## 2つの条例減額制度

- ※1 条例で負担水準の上限(通常70%)を引下げられる。
- →東京都特別区が導入(上限を65%に引下げ)
- ※2 税負担が急増する土地について、条例で税額の伸びに上限を設定できる。
- →東京都特別区、武蔵野市等の自治体が導入(前年度税額の1.1倍を上限に設定)

